

# 職員の行動規範

社会福祉法人 明清会は、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚をするために、「社会福祉法人 明清会 職員の行動規範」を定め、法人内外に示します。

社会福祉法人 明清会のすべての職員は、この行動規範の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自ら模範となるよう率先して実行に努めます。

## 1. 【社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底】

関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的なルールの遵守を徹底します。

## 2. 【環境保全・安全衛生の推進】

利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

## 3. 【社会貢献の推進】

地域や社会に根ざした法人であるために、社会貢献活動を行います。

## 4. 【人権の尊重】

差別のない公平な法人であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。

## 5. 【プライバシー保護】

プライバシーの保護に最大限の努力をします。

## 6. 【個人情報の保護と管理】

個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行います。

## 7. 【公正・公平な取引の推進】

公正且つ公平で健全な取引を行います。

## 8. 【行政機関等との関係】

自立した法人として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。

## 9. 【説明責任（アカウンタビリティ）の徹底】

利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また、地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

## 10. 【危機管理（リスクマネジメント）の徹底】

「明清会危機管理マニュアル」に基づき、常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。